

仕 様 書

1 委託業務名

健口ストレッチ講座業務

2 事業目的

市民に口腔機能の重要性について普及・啓発し、高齢者の口腔機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

3 従事者

従事者は、業務の受注者（以下「受注者」という。）に所属する者（以下「歯科衛生士」という。）で、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 事業の内容を把握し、適切な指導及び支援ができる者。
- (2) 当該事業と同等の業務実績がある者、もしくは業務を遂行するにあたって十分な知識と技術を有すると受注者が認める者。

4 従事場所

市の指定する場所

5 実施対象

- (1) おおむね 65 歳以上の市民
- (2) 営利を目的としない地域の団体で、市が歯科衛生士派遣を認めるもの

6 実施（派遣）回数（予定）

年間 250 回程度（最大）

※ 依頼状況による

7 実施体制

1 日最大 6 人以上の従事者を確保できる体制を整えること

8 実施手順

- (1) 市は依頼団体からの申込みを受付け、内容を確認・審査の上、依頼一覧表データの提出をもって受注者に出務を依頼する。受注者は速やかに出務担当者を決定し、依頼一覧表データの提出をもって市に報告する。
- (2) 出務担当者となった歯科衛生士は、依頼団体担当者に連絡し、出務担当者である旨を伝える。
- (3) やむを得ず出務担当者を変更する場合、受注者は速やかに代替者を調整後、依頼書一覧表データの提出をもって市に連絡する。
- (4) 市は依頼団体から日程変更の連絡を受けた場合、依頼一覧表データの提出をもって受注者に出務担当者の再調整を依頼する。中止の連絡を受けた場合は、依頼一覧表データの

提出をもって報告する。

- (5) 歯科衛生士は事業実施の10日前までに依頼団体担当者と打合せを行う。
- (6) 歯科衛生士は業務を実施する。
- (7) 歯科衛生士は指定する実施報告書を速やかに受注者に提出する。
- (8) 受注者は歯科衛生士から提出された当該月分の実施報告書を取りまとめ、市の指定する様式によりデータにて市に提出する。
- (9) 委託業務完了後、受注者は市の指定する方法により市に委託料を翌月請求し、市は委託契約に基づき委託料を支払う。なお、資料、媒体等については市が負担する。会場使用料等は依頼団体が負担する。

9 業務内容

(1) 健口ストレッチ講座

市内の市民センターや区役所、地域の組織・団体、ボランティア団体等が主催した事業への派遣

- ア 依頼団体との事前打合せ
- イ 依頼団体の要望に応じ、高齢者の口腔機能向上に関する講話、個別相談を実施。内容はオーラルフレイル予防、誤嚥性肺炎予防、口腔体操の実演及び実技指導、指導媒体等を用いた歯や義歯の手入れに関する実演や実技指導、定期的歯科受診勧奨及び歯科健診受診勧奨等
- ウ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(2) サロンで健康づくり

住民主体のサロン等、地域の通いの場に対する派遣

- ア 依頼団体との事前打合せ
- イ 「後期高齢者の質問票」等を活用し、高齢者の口腔機能向上に関する講話（オーラルフレイル予防や誤嚥性肺炎予防等）、口腔体操の実演及び実技指導、歯や義歯の手入れに関する実演や実技指導、定期的歯科受診勧奨及び歯科健診受診勧奨等を行う。
- ウ 必要に応じて効果的な実践手法に関する助言を行うことで、既存の地域活動がより効果的、効率的な介護予防の取組みとなるよう、また実施後も依頼団体が主体となり継続できるよう支援する。
- エ 集団としてのフレイル傾向の把握を行うとともに、支援が必要な者の把握を行い、市に報告する。
- オ 教室の前後の時間における個別相談（希望者）
- カ その他、市と協議の上決定した事項の実施

10 その他

(1) 業務計画書の提出について

契約締結後、受注者は速やかに市に業務計画書を提出すること。

(2) 暴力団関与における契約の解除について

市は、事業を委託された団体もしくはその役員等が暴力団、暴力団員、又はこれらのもの

と密接な関係を有するものと判明した場合は、委託を取り消す。

(3) 守秘義務について

この事業に関与及び従事する者もしくはした者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(4) 個人情報の取り扱いについて

この事業に関与及び従事する者もしくはした者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の遂行にあたっては個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(5) 記載されていない内容について

市と協議して対応する。